

行田市 羽生市

一般廃棄物処理施設の共同整備に関する基本合意書

この基本合意の証として、本書2通を作成し、行田市、羽生市において署名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

行田市、羽生市は、一般廃棄物処理施設の共同整備に関する基本的事項について、下記のとおり合意する。

令和3年3月16日

記

1 一般廃棄物処理施設の共同整備の枠組み

行田市、羽生市は、一般廃棄物処理施設を共同で建設し、ごみ処理を行う。

行田市本丸2番5号

行田市

行田市長

石井道彦



2 一般廃棄物処理施設の建設地

一般廃棄物処理施設の建設地は、行田市大字小針地内とする。

羽生市東6丁目15番地

羽生市

羽生市長

河田晃明



3 一般廃棄物処理施設の共同整備に向けた協議会の設置

行田市、羽生市による協議会を設置する。

協議会の事務局は、行田市環境経済部環境課内に設置する。

4 補則

本合意書に定めのない事項及び本合意事項について疑義が生じたときは、行田市、羽生市で協議のうえ、決定するものとする。